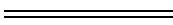
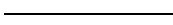

	一般型地方独法並び改正
	一般地方独法とは異なる改正
	公営企業型地方独法への減損会計の導入に関連した改正
	前回案からの変更点

改 正 案	現 行
第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解
第1節 一般原則	第1節 一般原則
<p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)</p> <p><注6> 資本取引・損益取引区分の原則について</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、独立採算原則に基づいて経営されることから、経営に伴う収入(料金等)により、その費用が賄われることとなる。</p> <p>ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第85条第1項に規定するように、その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、設立団体が負担することとされている。</p> <p>この設立団体が負担すべき経費については、別途示す運営費負担</p>	<p>第5 資本取引・損益取引区分の原則</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の会計においては、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。(注6)</p> <p><注6> 資本取引・損益取引区分の原則について</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人は、独立採算原則に基づいて経営されることから、経営に伴う収入(料金等)により、その費用が賄われることとなる。</p> <p>ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第85条第1項に規定するように、その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、設立団体が負担することとされている。</p> <p>この設立団体が負担すべき経費については、別途示す運営費負担</p>

金等負担基準を踏まえ、設立団体が負担することとされている。

公営企業型地方独立行政法人については、この設立団体からの運営費負担金、運営費交付金等を除き、独立採算原則に基づいた経営を求められているところであり、設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間でその責任範囲を事前に明確にしておくことが必要である。

かかる観点から、設立団体の承認を要する中期計画において、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事費負担金等について設立団体が負担又は交付する事由、項目及び金額と積算の基礎を明確に定めた上で、料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等の財源構成について損益が均衡するよう、定めておくこととなる。

このような公営企業型地方独立行政法人においては、第一に、その経営成績を明らかにするための損益計算において、公営企業型地方独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、損益が均衡する損益計算の仕組みが構築されるよう公営企業型地方独立行政法人の業績を評価する手段として損益計算に含めることが合理的ではない収支は、公営企業型地方独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。

- 2 また、公営企業型地方独立行政法人においては、第二に、法第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。
- 3 このように公営企業型地方独立行政法人においては、その経営成績を適正に示すという観点及び法第40条にいう利益又は損失の確定を適切に行うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。

第2節 概念

第15 固定負債

金等負担基準を踏まえ、設立団体が負担することとされている。

公営企業型地方独立行政法人については、この設立団体からの運営費負担金、運営費交付金等を除き、独立採算原則に基づいた経営を求められているところであり、設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間でその責任範囲を事前に明確にしておくことが必要である。

かかる観点から、設立団体の承認を要する中期計画において、_____

_____料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等の財源構成について損益が均衡するよう、定めておくこととなる。

このような公営企業型地方独立行政法人においては、第一に、その経営成績を明らかにするための損益計算において、公営企業型地方独立行政法人が中期計画に沿って通常の運営を行った場合、損益が均衡する損益計算の仕組みが構築されるよう公営企業型地方独立行政法人の業績を評価する手段として損益計算に含めることが合理的ではない収支は、公営企業型地方独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。

- 2 また、公営企業型地方独立行政法人においては、第二に、法第40条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。
- 3 このように公営企業型地方独立行政法人においては、その経営成績を適正に示すという観点及び法第40条にいう利益又は損失の確定を適切に行うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。

第2節 概念

第15 固定負債

<p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、「第77 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等(以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。)により固定資産を取得する場合の会計処理」における「経常費助成のための運営費負担金・補助金等」により当該運営費負担金・補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは公営企業型地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)</p>	<p>次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 資産見返負債(中期計画の想定範囲内で、「第77 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等(以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。)により固定資産を取得する場合の会計処理」における「料金__助成のための運営費負担金・補助金等」により当該運営費負担金・補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは公営企業型地方独立行政法人があらかじめ特定した用途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。)に計上される負債をいう。)</p>
<p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 運営費負担金(法第85条第1項に基づき、設立団体が負担するもの<u>のうち、特定施設費を除くもの</u>をいう。以下同じ。)債務</p> <p>(2) 運営費交付金(法第42条に基づき、設立団体が交付するもの<u>のうち、補助金等以外のもの</u>をいう。以下同じ。)債務</p> <p>(3) 預り特定施設費(注12)</p> <p>(4) 預り補助金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注13)</p> <p>(5) 預り工事負担金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注14)</p> <p><注12> 特定施設費について <u>特定施設費の対象となる特定施設とは、中期計画等の想定範囲内で、設立団体等から委託等を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービス(公営企業型地方独立行政法人の業務に附帯する業務に限る。)の提供を行うため、当該設立団体等から取得費全額に</u> <u>対する財源措置を受けて取得する固定資産(法第85条第1項第1</u></p>	<p>第16 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注9)</p> <p>(1) 運営費負担金(法第85条第1項に基づき、設立団体が負担するもの____をいう。以下同じ。)債務</p> <p>(2) 運営費交付金(法第42条に基づき、設立団体が交付するもの____ _____をいう。以下同じ。)債務</p> <p>(3) 預り特定施設費(注12)</p> <p>(4) 預り補助金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注13)</p> <p>(5) 預り工事負担金等。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注14)</p> <p><注12> 特定施設費について _____中期計画等の想定範囲 内で、設立団体等から委託__を受け、当該設立団体等に替わって一般行政サービス(公営企業型地方独立行政法人の業務に附帯する業務に限る。)の提供を行うための経費に充てるために交付されるもの のうち、固定資産の取得に充てられる</p>

<p><u>号の規定に基づき当該固定資産の取得に充てた長期借入金の元利償還金の全額を設立団体から交付されるものを含む。)</u>をいい、<u>特定施設費とは、当該固定資産の取得に充てるためあらかじめ交付されるものをいう。</u></p> <p><注13> 補助金等について 国又は地方公共団体等から、補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（<u>運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除き、法第42条に基づき設立団体が交付するものであって、補助対象経費に応じて精算することを予定しているものを含む。</u>）をいう。</p> <p><注14> 工事負担金等について 国、地方公共団体、他の公営企業型地方独立行政法人又は受益者等から、工事負担金、委託費等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められるもの（<u>運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除く。</u>）をいう。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ものをいう。</p> <p><注13> 補助金等について 国又は地方公共団体等から、補助金、負担金、交付金及び補給金等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められないもの（<u>運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除く</u>_____。）をいう。</p> <p><注14> 工事負担金等について 国、地方公共団体、他の公営企業型地方独立行政法人又は受益者等から、工事負担金、委託費等の名称をもって交付されるものであって、相当の反対給付を求められるもの（<u>運営費負担金、運営費交付金及び特定施設費を除く。</u>）をいう。</p>
<p>第18 <u>純資産</u>の定義</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の<u>純資産</u>とは、公営企業型地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>純資産</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>	<p>第18 <u>資本</u>の定義</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人の<u>資本</u>とは、公営企業型地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。</p> <p>2 <u>資本</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。</p>
<p>第19 資本金等</p> <p>1 資本金とは、公営企業型地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。（注15）</p>	<p>第19 資本金等</p> <p>1 資本金とは、公営企業型地方独立行政法人に対する出資を財源とする払込資本に相当する。</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の<u>資本</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる。（注15）</p>

3 利益剰余金とは、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。

<注15> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
 - (1) 地方公共団体からの特定施設費により非償却資産又は「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
 - (2) 特定施設の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済するための運営費負担金の交付を受けて、当該長期借入金を返済した場合
 - (3) 国又は地方公共団体等からの補助金等又は工事負担金等により非償却資産を取得した場合
 - (4) 「第77 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理」における「資本助成のための運営費負担金・補助金等」により償却資産を取得した場合
 - (5) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合
 - (6) 中期計画の想定範囲内で、運営費負担金及び運営費交付金により非償却資産を取得した場合
 - (7) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は公営企業型地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

3 利益剰余金とは、公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する。

<注15> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。
- 2 具体的には、以下のような場合が想定される。
 - (1) 地方公共団体からの特定施設費により非償却資産又は「第84 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産を取得した場合
 - (2) 国又は地方公共団体等からの補助金等又は工事負担金等により非償却資産を取得した場合
 - (3) 「第77 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理」における「資本助成のための運営費負担金・補助金等」により償却資産を取得した場合
 - (4) 中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合
 - (5) 中期計画の想定範囲内で、運営費負担金及び運営費交付金により非償却資産を取得した場合
 - (6) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は公営企業型地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い、非償却資産を取得した場合

<p>3 なお、上記2 (3)、(6)及び(7)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。</p>	<p>3 なお、上記2 (2)、(5)及び(6)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。</p>
<p>第20 収益の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の増加であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。</p> <p>（注16）</p> <p><注16> 公営企業型地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。</p>	<p>第20 収益の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の増加であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。</p> <p>（注16）</p> <p><注16> 公営企業型地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第84 特定_____の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。</p>
<p>第21 費用の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。（注17）</p> <p><注17> 公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p>	<p>第21 費用の定義</p> <p>公営企業型地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。（注17）</p> <p><注17> 公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p> <p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p>

<p>(1) 「第 8 4 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p>(2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）</p> <p>(3) <u>公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 1 5 特定施設である固定資産の減損にかかる会計処理」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額</u></p>	<p>(1) 「第 8 4 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p>(2) 上記(1)の償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）</p>
<p>第 2 4 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1) 公営企業型地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費負担金、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注 2 1）</p> <p>(2) 「第 8 4 特定施設である償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p><u>（引当外賞与見積額に係る改正は行わない）</u></p> <p>(3) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注 2 2）</p> <p>ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</p> <p>イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用</p> <p>ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</p> <p>(4) <u>公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第 1 5 特定施設である固定資産の減損にかかる会計基準」を行うこととされた固定資産の減損損失相当額</u></p> <p><注 2 1> 行政サービス実施コスト計算における損益計算上の費用</p>	<p>第 2 4 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1) 公営企業型地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費負担金、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注 2 1）</p> <p>(2) 「第 8 4 特定の_____償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</p> <p>(3) 国又は地方公共団体の資産を利用することから生ずる機会費用（注 2 2）</p> <p>ア 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</p> <p>イ 地方公共団体出資から生ずる機会費用</p> <p>ウ 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</p> <p><注 2 1> 行政サービス実施コスト計算における損益計算上の費</p>

<p style="text-align: center;">及び控除すべき収益の範囲について</p> <p>1 損益計算上の費用には、損益計算書上の費用に計上された設立団体納付額も含まれる。</p> <p>2 行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</p> <p>(1) 特殊法人又は独立行政法人から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</p> <p>(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</p> <p>(3) 財源措置予定額収益</p> <p>3 行政サービス実施コストを表示する際、損益計算書上の業務費用のうち、減価償却充当対象補助金（運営費負担金、運営費交付金及び補助金等のうち、<u>経常費助成のための運営費負担金・補助金等</u>に対応し、減価償却費に充当するものをいう。）を計上するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">用及び控除すべき収益の範囲について</p> <p>1 損益計算上の費用には、損益計算書上の費用に計上された設立団体納付額も含まれる。</p> <p>2 行政サービス実施コストとは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して、住民等の負担に帰せられるコストであることから、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等の負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。</p> <p>(1) 特殊法人又は独立行政法人から交付される補助金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源とするもの</p> <p>(2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入とみなされることによって生じた還付消費税に係る収益</p> <p>(3) 財源措置予定額収益</p> <p>3 行政サービス実施コストを表示する際、損益計算書上の業務費用のうち、減価償却充当対象補助金（運営費負担金、運営費交付金及び補助金等のうち、<u>料金</u>助成のための運営費負担金・補助金等に対応し、減価償却費に充当するものをいう。）を計上するものとする。</p>
<p>第3節 認識及び測定</p>	<p>第3節 認識及び測定</p>
<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額（公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第12 貸借対照表における表示」1に規定する減損損失累計額をいう。以下同じ。）を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。</p>	<p>第27 有形固定資産の評価</p> <p>1 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額_____を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>2 有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とする。</p>

<p>3 地方公共団体からの現物出資として受入れた固定資産については、時価を基準として地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。_____</p> <p>ただし、<u>設立団体から承継した固定資産に減損が生じていると認められる場合は、公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準に基づく回収可能価額を取得原価とすることも可能とする。</u>（注23）</p> <p>4 償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。</p> <p>＜注23＞ 承継した固定資産等の評価について 現物出資として受入れた固定資産に係る地方公共団体の評価及び設立団体から承継した固定資産に係る当該設立団体の評価は、別途通知される基準を勘案して行われるものである。</p>	<p>3 地方公共団体からの現物出資として受入れた固定資産については、時価を基準とした地方公共団体が評価した価額を、設立団体から承継した固定資産については、時価を基準として設立団体が評価した価額をそれぞれ取得原価とする。（注23）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。</p> <p>＜注23＞ 承継した固定資産等の評価について 現物出資として受入れた固定資産に係る地方公共団体の評価及び設立団体から承継した固定資産に係る当該設立団体の評価は、別途通知される基準を勘案して行われるものである。</p>
<p>第28 無形固定資産の評価 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注24）</p>	<p>第28 無形固定資産の評価 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額_____を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。（注24）</p>
<p>第29 リース資産の会計処理 リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、<u>かつ、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</u></p> <p>_____オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に</p>	<p>第29 リース資産の会計処理 リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、_____</p> <p>_____オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に</p>

掲げる事項を財務諸表に注記する。(注25)

- (1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料
- (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

<注25> リース資産の表示方法について

- 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。
- 2 公営企業型地方独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、公営企業型地方独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。

掲げる事項を財務諸表に注記する。(注25)

- (1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料
- (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

<注25> リース資産の表示方法について

- 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。
- 2 公営企業型地方独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、公営企業型地方独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上

第31 有価証券の評価基準及び評価方法

2 有価証券は、公営企業型地方独立行政法人が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(4) その他有価証券

売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券(以下「その他有価証券」という。)は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を資本の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、資本の部に計上

<p>される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注26)</p>	<p>される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注27)</p>
<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>純資産</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、<u>資本</u>の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>
<p>第4節 財務諸表の体系</p>	<p>第4節 財務諸表の体系</p>
<p>第40 セグメント情報の開示</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、所在地別セグメント情報等当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。</p> <p>3 所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。</p> <p>4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注36)</p> <p><注36> セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>公営企業型地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、</u></p>	<p>第40 セグメント情報の開示</p> <p>1 公営企業型地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、所在地別セグメント情報等当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。</p> <p>2 事業区分の決定に当たっては、事業内容の実態を適切に反映した情報を開示しうるようにしなければならない。決定した事業区分については、当該区分の方法、各区分に属する主要事業の名称等を補足情報として記載する。</p> <p>3 所在地セグメント情報は、事業所別、施設別等事業活動の実態を適切に反映して開示するものとする。</p> <p>4 開示すべき情報は、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注36)</p> <p><注36> セグメント情報の開示について</p> <p>1 <u>公営企業型地方独立行政法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに</u></p>

<p>その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</p> <p>2 このため、開示すべき情報についても、<u>主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益（国又は地方公共団体による財源措置等を含む）</u>の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、運営費負担金及び運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、<u>事業単位別セグメント、施設別セグメント</u>など、決めていくこととする。</p>	<p>係る財務情報を開示する必要がある。</p> <p>2 また、開示すべき情報についても、住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、主要な資産項目、主要な事業費用及び<u>国又は地方公共団体による財源措置等</u>の内訳を積極的に開示する必要がある。</p> <p>3 セグメントの区分については、運営費負担金及び運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、<u> </u>決めていくこととする。</p>
<p>第4-1 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>純資産</u>を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>第4-1 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び<u>資本</u>を記載し、住民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>
<p>第5節 貸借対照表</p>	<p>第5節 貸借対照表</p>
<p>第4-6 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>純資産の部</u>の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>	<p>第4-6 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び<u>資本</u>の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>
<p>第4-7 資産、負債及び<u>純資産</u>の記載の基準</p> <p>資産、負債及び<u>純資産</u>は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>	<p>第4-7 資産、負債及び<u>資本</u>の記載の基準</p> <p>資産、負債及び<u>資本</u>は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>
<p>第4-8 総額主義の原則</p>	<p>第4-8 総額主義の原則</p>

<p>資産、負債及び<u>純資産</u>は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は<u>純資産</u>の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>	<p>資産、負債及び<u>資本</u>は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は<u>資本</u>の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>
<p>第49 資産と負債・<u>純資産</u>の均衡 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と<u>純資産</u>の合計金額に一致しなければならない。</p>	<p>第49 資産と負債・<u>資本</u>の均衡 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と<u>資本</u>の合計金額に一致しなければならない。</p>
<p>第51 貸借対照表科目の分類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産、負債及び<u>純資産</u>の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 2 資産は、固定資産に属する資産及び流動資産に属する資産に分類しなければならない。 3 負債は、固定負債に属する負債及び流動負債に属する負債に分類しなければならない。 4 <u>純資産</u>は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。 	<p>第51 貸借対照表科目の分類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資産、負債及び<u>資本</u>の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。 2 資産は、固定資産に属する資産及び流動資産に属する資産に分類しなければならない。 3 負債は、固定負債に属する負債及び流動負債に属する負債に分類しなければならない。 4 <u>資本</u>は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。
<p>第55 <u>純資産</u>の表示項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資本金は、出資地方公共団体ごとに区分して表示しなければならない。 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準「第15 特定施設である<u>固定資産</u>の減損にかかる会計処理」を行うこととされた<u>固定資産</u>の損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は<u>損益外減損損失累計額</u>として控除して表示しなければならない。 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中 	<p>第55 <u>資本</u>の表示項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資本金は、出資地方公共団体ごとに区分して表示しなければならない。 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定の<u>償却資産</u>の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額 _____ _____を _____ 損益外減価償却累計額 _____ _____として控除して表示しなければならない。 3 利益剰余金は、法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第40条第4項において定められている場合における前中

期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

期目標期間繰越積立金、法第40条第3項により中期計画で定める用途に充てるために、用途ごとに適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期未処分利益に区分して表示する。なお、当期未処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

4 その他有価証券の評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、その他有価証券評価差額金の科目により表示しなければならない。

第56 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		×××
減損損失累計額	×××	×××
建物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	×××	
減損損失累計額	×××	×××
車両運搬具	×××	

第56 貸借対照表の様式

貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		×××
建物	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
構築物	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
機械装置	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
船舶	×××	
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
車両運搬具	×××	

減価償却累計額	×××		減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××			
工具器具備品	×××		工具器具備品	×××	
減価償却累計額	×××		減価償却累計額	<u>×××</u>	×××
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××			
建設仮勘定	×××		建設仮勘定		×××
減損損失累計額	<u>×××</u>	×××			
・・・		×××	・・・		<u>×××</u>
有形固定資産合計		×××	有形固定資産合計		×××
2 無形固定資産			2 無形固定資産		
営業権	×××		営業権		×××
借地権	×××		借地権		×××
・・・		<u>×××</u>	・・・		<u>×××</u>
無形固定資産合計		×××	無形固定資産合計		×××
3 投資その他の資産			3 投資その他の資産		
投資有価証券	×××		投資有価証券		×××
関係会社株式	×××		関係会社株式		×××
長期貸付金	×××		長期貸付金		×××
関係法人長期貸付金	×××		関係法人長期貸付金		×××
長期前払費用	×××		長期前払費用		×××
未収財源措置予定額	×××		未収財源措置予定額		×××
・・・		<u>×××</u>	・・・		<u>×××</u>
投資その他の資産合計		<u>×××</u>	投資その他の資産合計		<u>×××</u>
固定資産合計		×××	固定資産合計		×××
II 流動資産			II 流動資産		
現金及び預金	×××		現金及び預金		×××
有価証券	×××		有価証券		×××

受取手形	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
たな卸資産		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
. . .		<u>×××</u>	
流動資産合計			<u>×××</u>
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費負担金	×××		
資産見返運営費交付金	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返工事負担金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返			
運営費負担金	×××		
建設仮勘定見返			
運営費交付金	×××		
建設仮勘定見返			
特定施設費	×××		
建設仮勘定見返			
補助金等	×××		
建設仮勘定見返			
工事負担金等	<u>×××</u>	×××	

受取手形	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
未収入金	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
たな卸資産		×××	
前渡金		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
. . .		<u>×××</u>	
流動資産合計			<u>×××</u>
資産合計			×××
負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費負担金	×××		
資産見返運営費交付金	×××		
資産見返補助金等	×××		
資産見返工事負担金等	×××		
資産見返寄附金	×××		
建設仮勘定見返			
運営費負担金	×××		
建設仮勘定見返			
運営費交付金	×××		
建設仮勘定見返			
特定施設費	×××		
建設仮勘定見返			
補助金等	×××		
建設仮勘定見返			
工事負担金等	<u>×××</u>	×××	

長期預り補助金等		×××		長期預り補助金等		×××	
長期預り工事負担金等		×××		長期預り工事負担金等		×××	
長期寄附金債務		×××		長期寄附金債務		×××	
長期借入金		×××		長期借入金		×××	
移行前地方債償還債務		×××		移行前地方債償還債務		×××	
引当金				引当金			
退職給付引当金	×××			退職給付引当金	×××		
追加退職給付引当金	×××			追加退職給付引当金	×××		
(何)引当金	×××			(何)引当金	×××		
・・・	×××	×××		・・・	×××	×××	
長期未払金		×××		長期未払金		×××	
・・・		×××		・・・		×××	
固定負債合計			×××	固定負債合計			×××
II 流動負債				II 流動負債			
運営費負担金債務		×××		運営費負担金債務		×××	
運営費交付金債務		×××		運営費交付金債務		×××	
預り特定施設費		×××		預り特定施設費		×××	
預り補助金等		×××		預り補助金等		×××	
預り工事負担金等		×××		預り工事負担金等		×××	
寄附金債務		×××		寄附金債務		×××	
短期借入金		×××		短期借入金		×××	
未払金		×××		未払金		×××	
未払費用		×××		未払費用		×××	
未払消費税等		×××		未払消費税等		×××	
前受金		×××		前受金		×××	
預り金		×××		預り金		×××	
前受収益		×××		前受収益		×××	
引当金				引当金			
(何)引当金	×××			(何)引当金	×××		

・ ・ ・	<u>×××</u>	×××			
・ ・ ・		<u>×××</u>			
流動負債合計			<u>×××</u>		
負債合計				×××	
<u>純資産の部</u>					
I 資本金					
設立団体出資金		×××			
その他地方公共団体出資金		<u>×××</u>			
資本金合計			×××		
II 資本剰余金					
資本剰余金		×××			
損益外減価償却累計額 (－)		－×××			
損益外減損損失累計額 (－)		－×××			
資本剰余金合計			×××		
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)					
前中期目標期間繰越積立金		×××			
(何) 積立金		×××			
積立金		×××			
当期末処分利益		<u>×××</u>			
(又は当期末処理損失)					
(うち当期総利益 (又は当期総損失))		×××			
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計			×××		
IV その他有価証券評価差額金			×××		
純資産合計				×××	
負債純資産合計			<u>×××</u>		
<u>資本の部</u>					
I 資本金					
設立団体出資金		×××			
その他地方公共団体出資金		<u>×××</u>			
資本金合計			×××		
II 資本剰余金					
資本剰余金		×××			
損益外減価償却累計額 (－)		－×××			
資本剰余金合計			×××		
III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)					
前中期目標期間繰越積立金		×××			
(何) 積立金		×××			
積立金		×××			
当期末処分利益		<u>×××</u>			
(又は当期末処理損失)					
(うち当期総利益 (又は当期総損失))		×××			
利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計			×××		
IV その他有価証券評価差額金				×××	
資本合計				<u>×××</u>	
負債資本合計				<u>×××</u>	

第6節 損益計算書	第6節 損益計算書																				
<p>第60 損益計算書科目の分類</p> <p>1 営業損益計算の区分は、当該公営企業型地方独立行政法人の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。</p> <p>2 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損益に属さないものを記載して、経常利益を計算する。</p> <p>3 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、<u>減損損失</u>、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注40)</p> <p>4 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算する。</p> <p><注40> 臨時損益項目について 臨時損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。</p>	<p>第60 損益計算書科目の分類</p> <p>1 営業損益計算の区分は、当該公営企業型地方独立行政法人の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。</p> <p>2 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損益に属さないものを記載して、経常利益を計算する。</p> <p>3 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、<u>~~~~~</u>、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算する。(注40)</p> <p>4 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算する。</p> <p><注40> 臨時損益項目について 臨時損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。</p>																				
<p>第63 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業収益</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td> (何) 事業収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 運営費負担金収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> <u>補助金等収益</u></td> <td style="text-align: right;"><u>×××</u></td> </tr> </table>	営業収益		(何) 事業収益	×××	運営費負担金収益	×××	運営費交付金収益	×××	<u>補助金等収益</u>	<u>×××</u>	<p>第63 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">損益計算書 (平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">営業収益</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td> (何) 事業収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 運営費負担金収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td style="text-align: right;">×××</td> </tr> <tr> <td> <u>~~~~~</u></td> <td style="text-align: right;"><u>~~~~~</u></td> </tr> </table>	営業収益		(何) 事業収益	×××	運営費負担金収益	×××	運営費交付金収益	×××	<u>~~~~~</u>	<u>~~~~~</u>
営業収益																					
(何) 事業収益	×××																				
運営費負担金収益	×××																				
運営費交付金収益	×××																				
<u>補助金等収益</u>	<u>×××</u>																				
営業収益																					
(何) 事業収益	×××																				
運営費負担金収益	×××																				
運営費交付金収益	×××																				
<u>~~~~~</u>	<u>~~~~~</u>																				

資産見返運営費負担金戻入	×××	資産見返運営費負担金戻入	×××
資産見返運営費交付金戻入	×××	資産見返運営費交付金戻入	×××
資産見返補助金等戻入	×××	資産見返補助金等戻入	×××
資産見返工事負担金等戻入	×××	資産見返工事負担金等戻入	×××
資産見返寄附金等戻入	×××	資産見返寄附金等戻入	×××
(何)手数料収入	×××	(何)手数料収入	×××
(何)入場料収入	×××	(何)入場料収入	×××
受託収入	×××	受託収入	×××
雑益	<u>×××</u>	雑益	<u>×××</u>
営業収益合計	×××	営業収益合計	×××
営業費用		営業費用	
(何)事業費		(何)事業費	
・・・	×××	・・・	×××
減価償却費	×××	減価償却費	×××
貸倒引当金繰入	×××	貸倒引当金繰入	×××
(何)引当金繰入	×××	(何)引当金繰入	×××
・・・	<u>×××</u>	・・・	<u>×××</u>
一般管理費		一般管理費	
・・・	×××	・・・	×××
減価償却費	×××	減価償却費	×××
・・・	<u>×××</u>	・・・	<u>×××</u>
雑支出	<u>×××</u>	雑支出	<u>×××</u>
営業費用合計	<u>×××</u>	営業費用合計	<u>×××</u>
営業利益 (又は営業損失)	×××	営業利益 (又は営業損失)	×××
営業外収益		営業外収益	
運営費負担金収益	×××	運営費負担金収益	×××
運営費交付金収益	×××	運営費交付金収益	×××

補助金等収益	×××	
工事負担金等収益	×××	
財源措置予定額収益	×××	
寄附金収益	×××	
財務収益		
受取利息	×××	
. . .	×××	×××
雑益		×××
営業外収益合計		×××
営業外費用		
財務費用		
支払利息	×××	
. . .	×××	×××
雑支出		×××
営業外費用合計		×××
經常利益（又は經常損失）		×××
臨時利益		
固定資産売却益	×××	
(何)引当金戻入益	×××	
. . .	×××	×××
臨時損失		
固定資産除却損	×××	
減損損失	×××	
. . .	×××	×××
当期純利益		×××

補助金等収益	×××	
工事負担金等収益	×××	
財源措置予定額収益	×××	
寄附金収益	×××	
財務収益		
受取利息	×××	
. . .	×××	×××
雑益		×××
営業外収益合計		×××
営業外費用		
財務費用		
支払利息	×××	
. . .	×××	×××
雑支出		×××
営業外費用合計		×××
經常利益（又は經常損失）		×××
臨時利益		
固定資産売却益	×××	
(何)引当金戻入益	×××	
. . .	×××	×××
臨時損失		
固定資産除却損	×××	
~~~~~	~~~~~	
. . .	×××	×××
当期純利益		×××

目的積立金取崩額 <span style="float: right;"><u>×××</u></span> 当期総利益 <span style="float: right;"><u>×××</u></span>	目的積立金取崩額 <span style="float: right;"><u>×××</u></span> 当期総利益 <span style="float: right;"><u>×××</u></span>
<b>第7節 キャッシュ・フロー計算書</b>	<b>第7節 キャッシュ・フロー計算書</b>
<b>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</b>	<b>第8節 利益の処分又は損失の処理に関する書類</b>
<b>第9節 行政サービス実施コスト計算書</b>	<b>第9節 行政サービス実施コスト計算書</b>
第72 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、 <u>損益外減損損失相当額</u> 、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。	第72 表示区分 1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、 <u>~~~~~</u> 、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。
第73 行政サービス実施コスト計算書の様式 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 。 行政サービス実施コスト計算書 （平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日） I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 (何)業務費 <span style="float: right;">×××</span> 一般管理費 <span style="float: right;">×××</span> <span style="float: right;">×××</span> (2) (控除)自己収入等 (何)手数料収入 <span style="float: right;">-×××</span> (何)入場料収入 <span style="float: right;">-×××</span> <span style="float: right;">-×××</span> 業務費用合計 <span style="float: right;">×××</span>	第73 行政サービス実施コスト計算書の様式 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 。 行政サービス実施コスト計算書 （平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日） I 業務費用 (1) 損益計算書上の費用 (何)業務費 <span style="float: right;">×××</span> 一般管理費 <span style="float: right;"><u>×××</u></span> <span style="float: right;">×××</span> (2) (控除)自己収入等 (何)手数料収入 <span style="float: right;">-×××</span> (何)入場料収入 <span style="float: right;"><u>-×××</u></span> <span style="float: right;"><u>-×××</u></span> 業務費用合計 <span style="float: right;">×××</span>

(うち 減価償却充当補助金相当額 ××× )	(うち 減価償却充当補助金相当額 ××× )
II 損益外減価償却相当額 ×××	II 損益外減価償却相当額 ×××
III 損益外減損損失相当額 ×××	III 損益外減損損失相当額 ×××
IV 機会費用	III 機会費用
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 ×××	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 ×××
地方公共団体出資の機会費用 ×××	地方公共団体出資の機会費用 ×××
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 ×××	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 <u>×××</u>
V (控除) 設立団体納付額 -×××	V (控除) 設立団体納付額 - <u>×××</u>
VI 行政サービス実施コスト ×××	VI 行政サービス実施コスト <u>×××</u>
第74 注記事項 行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。(注47) (1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。 (2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法 (3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率 (4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率  <注47> 機会費用計算の注記について	第74 注記事項 行政サービス実施コスト計算書には、次の事項を注記しなければならない。(注47) (1) 機会費用の内訳として、設立団体に係る額を記載するものとする。 (2) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用があるときは、その計算方法 (3) 地方公共団体出資の機会費用があるときは、計算に使用した利率 (4) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用があるときは、計算に使用した利率  <注47> 機会費用計算の注記について

<p>機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第79 特定施設費の会計処理」及び「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 <u>特定施設である償却資産の減価に係る会計処理</u>」による損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。</p>	<p>機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行い、その計算方法を注記する。</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第79 特定施設費の会計処理」及び「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 <u>特定の</u> _____<u>償却資産の減価に係る会計処理</u>」による損益外減価償却累計額 _____ を控除した地方公共団体出資の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとし、その計算方法を注記する。</p>
<p><b>第10節 附属明細書及び注記</b></p>	<p><b>第10節 附属明細書及び注記</b></p>
<p>第75 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注48)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 <u>特定施設である償却資産の減価に係る会計処理</u>」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p>	<p>第75 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注48)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 <u>特定の</u> _____<u>償却資産の減価に係る会計処理</u>」による損益外減価償却相当額も含む。） _____ の明細</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p>



- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 移行前地方債償還債務の明細
- (7) 引当金の明細
- (8) 保証債務の明細
- (9) 資本金及び資本剰余金の明細
- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (11) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細
- (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (14) 役員及び職員の給与の明細
- (15) 開示すべきセグメント情報
- (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

<注48> 附属明細書による開示について

- 1 セグメント情報との関係、住民等に対する情報開示等の観点から、公営企業型地方独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。
- 2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。
- 3 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。
- 4 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。

- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 移行前地方債償還債務の明細
- (7) 引当金の明細
- (8) 保証債務の明細
- (9) 資本金及び資本剰余金の明細
- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (11) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細
- (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (13) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (14) 役員及び職員の給与の明細
- (15) 開示すべきセグメント情報
- (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

<注48> 附属明細書による開示について

- 1 セグメント情報との関係、住民等に対する情報開示等の観点から、公営企業型地方独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。
- 2 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。
- 3 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。
- 4 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。

第 1 1 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理	第 1 1 節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理
<p>第 7 7 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（<u>減価償却費に対する助成であるものを含む</u>。以下「<u>経常費助成のための運営費負担金・補助金等</u>」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画等において事前に明らかにしておくこととする。</p> <p>この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務_____、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、<u>経常費助成</u>のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の資産見返負債として計上する。</p>	<p>第 7 7 運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等（以下この節において「運営費負担金・補助金等」という。）により固定資産を取得する場合の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人においては、償却資産の取得に運営費負担金・補助金等を充てることが想定される。この運営費負担金・補助金等については、取得原資拋出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するもの（以下「資本助成のための運営費負担金・補助金等」という。）、又は財産的基礎を構成しないもの（_____以下「<u>料金__助成のための運営費負担金・補助金等</u>」という。）の区分を設立団体と公営企業型地方独立行政法人の間で中期計画等において事前に明らかにしておくこととする。</p> <p>この区分に従って、流動負債に整理された運営費負担金債務、運営費交付金債務、<u>預り特定施設費</u>、預り補助金等又は預り工事負担金等により償却資産を取得した際に、資本助成のための運営費負担金・補助金等とされた相当額については資本剰余金として計上し、<u>料金__助成</u>のための運営費負担金・補助金等については、固定負債の資産見返負債として計上する。</p>
<p>第 7 8 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領したときは、相当額を運営費負担金債務として整理するものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属するものとする。</li> <li>2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</li> <li>3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益</li> </ol>	<p>第 7 8 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営企業型地方独立行政法人が運営費負担金を受領したときは、相当額を運営費負担金債務として整理するものとする。運営費負担金債務は、流動負債に属するものとする。</li> <li>2 運営費負担金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。</li> <li>3 運営費負担金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益</li> </ol>

に振り替えなければならない。

4 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

(1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、

ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。

イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が経常費助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である資産見返運営費負担金に振り替える。資産見返運営費負担金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益に振り替える。

ウ 当該資産が、資本助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。

(2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。（注5 2）

5 運営費交付金の会計処理についても、上記1から4までに掲げる処理と同様に行うものとする。

<注5 2> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について

1 運営費負担金は公営企業型地方独立行政法人に対して地方公共団

に振り替えなければならない。

4 公営企業型地方独立行政法人が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費負担金に対応する額については、次のように処理するものとする。

(1) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合においては、

ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。

イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき、当該資産が料金助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるとき又は重要性が認められるたな卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるときは、その金額を運営費負担金債務から別の負債項目である資産見返運営費負担金に振り替える。資産見返運営費負担金は、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、たな卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益に振り替える。

ウ 当該資産が、資本助成のための運営費負担金・補助金等に当たる運営費負担金により支出され取得した償却資産であるときは、その金額を運営費負担金債務から資本剰余金に振り替える。

(2) 取得固定資産等が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費負担金債務から収益に振り替える。（注5 2）

5 運営費交付金の会計処理についても、上記1から4までに掲げる処理と同様に行うものとする。

<注5 2> 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理について

1 運営費負担金は公営企業型地方独立行政法人に対して地方公共団

体から負託された業務の財源であり、負担金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費負担金は相当額を運営費負担金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。

2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費負担金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費負担金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）について、負担金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

(2) 上記の場合において、業務の実施と運営費負担金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費負担金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。

(3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注50>「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

(4) 運営費負担金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

体から負託された業務の財源であり、負担金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費負担金は相当額を運営費負担金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。

2 運営費負担金の収益化については、具体的には以下のような考え方によるものとする。

(1) 中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等と運営費負担金との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費負担金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）について、負担金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。

(2) 上記の場合において、業務の実施と運営費負担金財源とが期間的に対応している場合には、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費負担金債務を収益化することができる。例えば、管理部門の活動等がこれに該当する。

(3) 上記(1)、(2)のような業務と負担金との対応関係が示されない場合には、運営費負担金債務は、業務のための支出額を限度として収益化するものとする。この場合に別途用途が特定されない運営費負担金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費負担金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費負担金の収益化を行うものとする。なお、当該収益化の考え方を採用した理由を<注50>「重要な会計方針の開示について」第2項(1)「運営費負担金収益及び運営費交付金収益の計上基準」に注記しなければならない。

(4) 運営費負担金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。

- 3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費負担金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて負担金を収益化し、なお、運営費負担金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。
- 4 運営費負担金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。
- 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費負担金債務から建設仮勘定見返運営費負担金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費負担金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費負担金）に振り替えるものとする。
- 6 資産見返運営費負担金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
- 7 運営費交付金の会計処理についても、上記1から6までに掲げる取扱いと同様に行うものとする。

- 3 中期目標の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費負担金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて負担金を収益化し、なお、運営費負担金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。
- 4 運営費負担金の収益化に関する会計方針については、適切な開示を行わなければならない。
- 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費負担金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費負担金債務から建設仮勘定見返運営費負担金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費負担金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費負担金）に振り替えるものとする。
- 6 資産見返運営費負担金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。
- 7 運営費交付金の会計処理についても、上記1から6までに掲げる取扱いと同様に行うものとする。

第79 特定施設費の会計処理

- 1 公営企業型地方独立行政法人が特定施設費を受領したときは、相当額を預り特定施設費として整理するものとする。預り特定施設費は、流動負債に属するものとする。
- 2 特定施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り特定施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。（注53）

<注53> 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理

第79 特定施設費の会計処理

- 1 公営企業型地方独立行政法人が特定施設費を受領したときは、相当額を預り特定施設費として整理するものとする。預り特定施設費は、流動負債に属するものとする。
- 2 特定施設費によって固定資産を取得した場合は、当該資産が非償却資産であるとき又は当該資産の減価償却について「第84 特定の____償却資産の減価に係る会計処理」に定める処理が行われることとされたときは、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り特定施設費から資本剰余金に振り替えなければならない。（注53）

<注53> 特定施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計処理

<p style="text-align: center;">について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営企業型地方独立行政法人における特定施設費は、地方公共団体から拠出された対象資産の購入を行うまでは、その用途が特定された財源として、預り特定施設費として負債に整理する。</li> <li>2 特定施設費を財源とする償却資産については、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り特定施設費を資本剰余金に振り替えることとし、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。</li> <li>3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り特定施設費から建設仮勘定見返特定施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返特定施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営企業型地方独立行政法人における特定施設費は、地方公共団体から拠出された対象資産の購入を行うまでは、その用途が特定された財源として、預り特定施設費として負債に整理する。</li> <li>2 特定施設費を財源とする償却資産については、「第84 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理」にしたがって減価償却の処理を行うことが想定される。そのような場合には、当該資産の購入時において、預り特定施設費を資本剰余金に振り替えることとし、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を構成するものとする。資本剰余金は、「第84 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理」により、減価償却の進行に応じて実質的に減価していくこととなる。</li> <li>3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り特定施設費から建設仮勘定見返特定施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返特定施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。</li> </ol>
<p>第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注54)</li> <li>(2) 当該資産が償却資産であって、<b>経常費</b>助成のための補助金等により取得されたものであるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</li> </ol>	<p>第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。(注54)</li> <li>(2) 当該資産が償却資産であって、<b>料金</b>助成のための補助金等により取得されたものであるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。</li> </ol>
<p>第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理 公営企業型地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に</p>	<p>第84 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理 公営企業型地方独立行政法人が保有する償却資産のうち、その減価に</p>

対応すべき収益の獲得が予定されない特定施設とされた

_____資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注59）

<注59> 減価償却の会計処理について

- 1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは特定施設費の交付を行うことができるものとされている。また、特定施設の取得に充てられた長期借入金の元利償還金に相当する運営費負担金を交付することも可能である。公営企業型地方独立行政法人においては、独立採算原則により運営されるものであることから、本来の業務の用に供する償却資産については、その減価償却費を損益計算上の費用に計上することとなる。しかしながら、専らその性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない業務の用に供する償却資産については、当該償却資産の減価部分に対応すべき収益の獲得が予定されないことが想定され、その場合の減価償却に相当する額は、むしろ実質的には財産的基礎の価値の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、原則として取得時まで別に別途特定された資産に限り行うものとする。
- 2 このような資産に係る減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。これを損益計算上の費用としてとらえることは、公営企業型地方独立行政法人の経営成績の測定を誤らせることとなり、適当ではない。
- 3 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、公営企業

対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定施設費の交付を受け取得した資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注59）

<注59> 減価償却の会計処理について

- 1 公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、地方公共団体は、公有財産の現物出資あるいは特定施設費の交付を行うことができるものとされている。_____公営企業型地方独立行政法人においては、独立採算原則により運営されるものであることから、本来の業務の用に供する償却資産については、その減価償却費を損益計算上の費用に計上することとなる。しかしながら、本来の業務以外の業務で設立団体等の要請を受けて実施する業務の用に供する_____償却資産については、当該償却資産の減価部分に対応すべき収益の獲得が予定されないものが想定され、その場合の減価償却に相当する額は、むしろ実質的には資本_____の価値の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、_____取得時まで別に別途特定された資産に限り行うものとする。
- 2 このような資産に係る減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。これを損益計算上の費用としてとらえることは、公営企業型地方独立行政法人の経営成績の測定を誤らせることとなり、適当ではない。
- 3 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第84 特定の_____償却資産の減価に係る会計処理」に基づく損益外減価償却相当額の累計額を表示しなければならない。この累計額は、公営企業

<p>型地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。</p>	<p>型地方独立行政法人の実質的な財産的基礎の減少の程度を表示し、当該資産の更新に係る情報提供の機能を果たすこととなる。</p>
<p>※新設 以下番号を一繰下げ  <u>第8.5 賞与引当金に係る会計処理</u>                  賞与 _____                  _____ については、「第17                  引当金」により賞与引当金を計上する。</p>	<p>※一般地方独法新設                  第8.5 賞与引当金にかかる会計処理                  1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払い財源が手当てされることが予定されている部分については、「第17引当金」により賞与引当金を計上する。                  2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、行政サービス実施コスト計算書に表示する。</p>
<p><u>第9.0</u> 目的積立金を取り崩す場合の会計処理                  ~~~~~                  ~~~~~                  目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合には、その取得又は返済に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</p>	<p><u>第8.9</u> 目的積立金を取り崩す場合の会計処理                  運営費負担金、運営費交付金等による地方公共団体からの財源措置を前提とした業務運営が予定される公営企業型地方独立行政法人においては、目的積立金について、中期計画であらかじめ定めた「剰余金の使途」に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。また、「剰余金の使途」に沿って固定資産を取得し、又は固定資産の取得に充てた長期借入金（移行前地方債償還債務を含む。）を返済した場合には、その取得又は返済に要した額を取り崩して資本剰余金に振り替えなければならない。</p>
<p>第1.2節 区分経理の会計処理</p>	<p>第1.2節 区分経理の会計処理</p>
<p><u>第9.3</u> 法人単位財務諸表作成の基準                  法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。                  (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、事業相互</p>	<p><u>第9.2</u> 法人単位財務諸表作成の基準                  法人単位財務諸表は、全ての事業別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。                  (1) 法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、事業相互</p>



<p>間の債権と債務及び事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての資産、負債及び<u>純資産</u>の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。</p>	<p>間の債権と債務及び事業相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、公営企業型地方独立行政法人としての資産、負債及び<u>資本</u>の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。</p>
<p><b>第13節 連結財務諸表</b></p>	<p><b>第13節 連結財務諸表</b></p>
<p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p>	<p>第2款 連結貸借対照表の作成基準</p>
<p><u>第103</u> 連結貸借対照表作成の基本原則          連結貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び<u>純資産</u>の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、公営企業型地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）<u>に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる公営企業型地方独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。</u></p>	<p><u>第102</u> 連結貸借対照表作成の基本原則          連結貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び<u>資本</u>の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、公営企業型地方独立行政法人及び連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）<u>相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。</u></p>
<p><u>第104</u> 特定関連会社の資産及び負債の評価          2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の<u>純資産</u>とする。</p>	<p><u>第103</u> 特定関連会社の資産及び負債の評価          2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額は、特定関連会社の<u>資本</u>とする。</p>
<p><u>第106</u> 少数株主持分          1 特定関連会社の<u>純資産</u>のうち公営企業型地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p>	<p><u>第105</u> 少数株主持分          1 特定関連会社の<u>資本</u>のうち公営企業型地方独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p>
<p><u>第109</u> 表示区分          1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、少数株主持分及び<u>純資産</u>の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。少数株主持分は、負債の部の次に</p>	<p><u>第108</u> 表示区分          1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、少数株主持分及び<u>資本</u>の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。少数株主持分は、負債の部の次に</p>

<p>区分して記載するものとする。<u>純資産</u>の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<u>少数株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p>	<p>区分して記載するものとする。<u>資本</u>の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金<u>に</u>区分して記載するものとする。</p>
<p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p>	<p>第6款 関連公益法人等の取扱い</p>
<p><u>第119</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、公営企業型地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める公営企業型地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が出えんしている財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が負担している公益法人等</p> <p><u>4 公営企業型地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、公営企業型地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。</u></p>	<p><u>第118</u> 関連公益法人等の範囲</p> <p>2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。</p> <p>(1) 理事等のうち、公営企業型地方独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(2) 事業収入に占める公営企業型地方独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等</p> <p>(3) 基本財産の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が出えんしている財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を公営企業型地方独立行政法人が負担している公益法人等</p> <p><u>4 次に掲げる場合は、関連公益法人等に該当しないものとすることができる。</u></p> <p>(1) <u>公営企業型地方独立行政法人の役職員の福利厚生を目的として設立されている公益法人等であって、上記2(2)に該当しない場合</u></p> <p>(2) <u>公営企業型地方独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、上記2(2)に該当することとなるが、上記2の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が、公営企業型地方独立行政法人の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合</u></p>
<p>第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p>	<p>第7款 連結財務諸表の附属明細書、連結セグメント情報及び注記</p>
<p><u>第120</u> 連結財務諸表の附属明細書</p>	<p><u>第119</u> 連結財務諸表の附属明細書</p>

公営企業型地方独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第75 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。

(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況

イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高(一般正味財産増減の部、指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等(国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の補助金等)とその他の収益の金額を記載する。)並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額

公営企業型地方独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第75 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。

(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況

イ 関連公益法人等の当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額

第121 連結セグメント情報の開示

- 1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注76)

<注76> 連結セグメント情報の開示について

- 1 公営企業型地方独立行政法人は、業績評価のための情報提供等による住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。
- 2 このため、開示すべき情報についても、~~~~~連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用及び主要な事業収益(国又は地方公共団体による財源措

第120 連結セグメント情報の開示

- 1 連結法人における開示すべきセグメント情報は、当該連結法人が異なる事業を運営している場合には、その事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とする。
- 2 開示すべき情報は、連結法人の事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する資産総額とする。(注76)

<注76> 連結セグメント情報の開示について

- 1 連結法人においても、その業務の内容が多岐にわたる場合、説明責任の観点から、その業務ごとのセグメントに係る財務情報を開示する必要がある。
- 2 また、開示すべき情報についても、住民その他の利害関係者に対する説明責任を果たすため、~~~~~連結法人の主要な資産項目、主要な事業費用

置等を含む。)の内訳等を積極的に開示する必要がある。

- 3 セグメントの区分については、運営費負担金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、例えば、事業単位別セグメント、施設別セグメントなど、個々に定めていくこととする。

の内訳等を積極的に開示する必要がある。

- 3 セグメントの区分については、運営費負担金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を行っている連結法人の業務区分を参考にしつつ、事業単位別セグメント、施設別セグメントなど、個々に定めていくこととする。